告示

○国土交通省告示第五百六十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月二十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「等」を「、性能等」に改め、「基準は、」の下に「大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあっては協定規則第10号第３改訂版補足改訂版6. の技術的な要件に定める基準及び次の各号に掲げる基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車について、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第10号第３改訂版補足改訂版6. の規定にかかわらず、協定規則第10号第３改訂版補足改訂版8. 3. の規定を適用できるものとする。

第二十一条第四項中「第17条の２第４項」を「第17条の２第５項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第17条の２第３項」を「第17条の２第４項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第17条の２第２項」を「第17条の２第３項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　保安基準第17条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第10号第３改訂版補足改訂版6. の技術的な要件に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第10号第３改訂版補足改訂版6. の規定にかかわらず、協定規則第10号第３改訂版補足改訂版8. 3. の規定を適用できるものとする。

第二十二条第十一項中「頭部」の下に「及び脚部」を、同項第一号中「もの。）」の下に「及びバンパ」を加え、同条第十三項を第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　保安基準第18条第５項第３号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をＩＳＯ6549：1980に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のＨ点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の5. 3. 8. の規定は適用しないものとする。

第九十九条第一項中「等」を「、性能等」に改め、「基準は、」の下に「大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあっては協定規則第10号第３改訂版補足改訂版8. 3. の技術的な要件に定める基準及び次の各号に掲げる基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては」を加え、同条第五項中「第17条の２第４項」を「第17条の２第５項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第17条の２第３項」を「第17条の２第４項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第17条の２第２項」を「第17条の２第３項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第17条の２第２項」を「第17条の２第３項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　保安基準第17条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第10号第３改訂版補足改訂版8. 3. の技術的な要件に定める基準とする。

第百条第十四項中「頭部」の下に「及び脚部」を加え、同項第一号及び第二号中「もの。）」の下に「及びバンパ」を加え、同条第十五項第一号中「もの。）」の下に「及びバンパ」を加え、同項第二号中「欧州連合指令2003／102／ＥＣ」を「欧州連合規則78／2009」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　保安基準第18条第５項第３号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をＩＳＯ6549：1980に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のＨ点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

第百十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の5. 3. 8. の規定は適用しないものとする。

第百二十八条第三項第十号中「前部」を「後部」に改める。

第百七十七条第一項中「等」を「、性能等」に改め、同条第四項中「第17条の２第４項」を「第17条の２第５項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第17条の２第３項」を「第17条の２第４項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第17条の２第２項」を「第17条の２第３項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　保安基準第17条の２第２項の告示で定める基準は、自動車に備える電気装置が、電波による影響により当該自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものであることとする。この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置

二　新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置

第百七十八条第十一項中「頭部」の下に「及び脚部」を加え、「もの。）」の下に「及びバンパ又はバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの」を加え、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　保安基準第18条第５項第３号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をＩＳＯ6549：1980に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のＨ点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

第百八十八条第一項中「第22条の５第３項」を「第22条の５第２項」に改め、同項に次の一号を加える。

五　年少者用補助乗車装置取付具を２個以上（車体の形状が幌型の場合においては１個以上）備えていること。ただし、保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車においてはこの限りではない。

第百八十八条第二項中「第22条の５」を「第22条の５第３項」に改める。

第二百六条第三項第十号中「前部」を「後部」に改める。

別添九十九を次のように改める。

別添99　歩行者頭部及び脚部保護の技術基準

1.　適用範囲

この基準は、自動車（次の各号に掲げるものを除く。）に適用する。

⑴　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの

⑵　前号の自動車の形状に類する自動車

⑶　貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5トン以下であり、かつ、着席基準点（人体模型をＩＳＯ6549：1980に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のＨ点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。この場合において、座席は、前後に調節できるものにあっては設計上の最後端位置、上下に調節できるものにあっては最低の位置、座席の背もたれ部分の角度が調節できるものにあっては設計標準角度又は人体模型のトルソラインが鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置、その他の調節機構を有するものにあっては設計標準位置に、それぞれ調節する。）が前車軸中心線から後方に1.1mの線より後方に位置するものを除く。）